

## 労働紛争の解決システムに関する 日独法比較（解題）

和田 肇

ここに掲載させていただいた論稿は、2007年7月21日（土）に、名古屋大学で開催された「国際労働紛争の法的課題」で報告されたドイツ側レポートの邦訳である。

このシンポジウムは、2005年度から実施されている科学研究費・学術創成研究費「国際的ビジネス紛争の法的解決の実効性を高めるための新たなフレームワークの構築」（研究代表者・河野正憲名古屋大学教授）（同プロジェクトの全体の内容や研究成果については <http://www.nomolog.nagoya-u.ac.jp/ncli/> を参照）のサテライト研究として、分担研究者である和田が行っている「国際労働関係紛争の解決システム」の一環として開催されたものである。また、同年7月7日（土）と8日（日）には、同じく私が主催しているサテライト研究の一環として、「労働紛争の解決システムに関する日独比較法研究」というシンポジウムも開催している。このシンポジウムの報告については、本誌の221号（2008年）に既に発表している。

ここで紹介するのは、ドイツにおける労働事件の裁判管轄と準拠法に関して網羅的に扱ったザイブル氏の論文である。このテーマについてこれほどまでに網羅的に論じた文献は日本にはなく、その意味で学会にも大いに寄与できるのではないかと考えている。著者のザイブル氏は、現在、ドイツのレーゲンスブルク大学法学部の民法・国際私法・比較法・民事訴訟法講座の助手をしている。専門は国際私法、民事訴訟法で、N J W、B B、N Z S等に論文を掲載しているほか、判例評釈も多く執筆している。

この論文については、同じシンポジウムでも報告をお願いし、またレーゲンスブルク大学とは関係が深い、明治大学の芳賀先生に翻訳をお願いした。両者に記して感謝の意を表したいと思う。